

2024年5月21日
株式会社M i s u m i

LP ガスの商慣行の適正化に向けた取組宣言

株式会社M i s u m i は、「強く 広く 暖かく」の社是のもと、法令を遵守するとともに、お客様に安心かつ安全なサービスを提供し、地域の皆様に必要とされる企業であり続けることを目指してきました。

2024年4月2日に公布された液化石油ガス法の改正に伴い、当社は以下の行動指針を定め、取引の適正化および料金の透明化に引き続き取り組んで参ります。

1. 法令の遵守を徹底します

○過大な営業行為の制限

- ・ 正常な商慣習を超えた設備貸与等の営業行為を行いません。
- ・ 消費者の事業者選択を阻害する恐れのある、LP ガス事業者の切り替えを過剰に制限するような条件付きの契約締結は行いません。

○三部料金制の徹底

- ・ 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底し、LP ガス料金の透明化を図ります。
- ・ 賃貸住宅向け料金については、設備料金の徴収を行いません。

○LP ガス料金等の情報提供

- ・ 賃貸住宅等の入居希望者にはオーナー様、不動産管理会社様、不動産仲介業者様を通じてLP ガス料金の事前提示が出来るよう努めます。

2. 組織体制を強化します

- ・ 当社の事業理念および本宣言については、全ての関係者に周知を図り、信頼関係をより強固なものとしします。
- ・ 全社的に法令遵守についての理解や認識を深め、適切な管理体制を構築します。

3. 地域社会への貢献を強化します

- ・ 災害時対応にも優れたLP ガスの強みを活かし、安定したLP ガスの供給を通じて地域社会の持続可能な発展に貢献するべく努めます。

以上